板橋区こころといのちの連絡協議会設置要綱

令和6年8月8日 区長決定

(設置)

第1条 板橋区における自殺対策及び精神保健福祉活動について、関係機関が連携・協力して総合的かつ効果的な推進を図るため、板橋区こころといのちの連絡協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる分野に従い、それぞれ当該各号に掲げる事項に ついて協議する。
 - (1) 自殺対策 次に掲げる事項
 - ア 板橋区自殺対策計画の策定に関すること。
 - イ 自殺の発生状況・背景についての情報共有に関すること。
 - ウ 板橋区自殺対策計画の推進及び関係施策の連携に関すること。
 - エ 板橋区自殺対策計画の評価に関すること。
 - オ その他板橋区自殺対策計画の総合的な推進に関すること。
 - (2) 精神保健福祉 次に掲げる事項
 - ア 関係機関、団体等との協力体制の整備、調整に関すること。
 - イ 精神保健福祉に係る知識の普及啓発に関すること。
 - ウ その他精神保健福祉施策の推進に必要な事項に関すること。

(構 成)

- 第3条 協議会は、委員35名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから区 長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療・福祉関係者
 - (3) 法律・労働機関関係者
 - (4) 民間団体
 - (5) 当事者団体
 - (6) 関係行政機関·区職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任し、副会長は 会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、協議会の決定により、 非公開とすることができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会のもとに、専門的な事項を検討するための部会を置くことができる。

(謝 礼)

第8条 委員については、謝礼を支払うことができる。

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、健康生きがい部健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決 定の日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 板橋区地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱(平成22年8月1日区長決定)及び板橋区自殺対策地域協議会設置要綱(平成30年10月15日区長決定)は、廃止する。